

(案)

## 令和6年度八溝山地域におけるニホンジカ生息状況調査及び誘引捕獲委託事業 特記仕様書

本特記仕様書は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」を補足し、本事業における固有の技術的要求、特別な事項を定めたものである。

### 1. 事業の目的

近年、ニホンジカによる森林被害は全国共通の課題となっており、関東局においても捕獲事業や獣害防護柵の設置などで被害の拡大防止に努めてきたところである。

静岡県や群馬県をはじめとする既被害地における対策の結果、森林被害は維持、減少傾向にあるものの、一方でこれまで生息が確認されなかった福島県及び栃木県、茨城県に跨がる八溝山周辺地域において近年目撃が相次いでおり、令和2年度には棚倉署の新植地において当該地域で初となる森林被害が確認された。

これらのことから、当該地域におけるシカ対策は新たな段階を迎えており、より一層の情報収集と効果的な対策が急務となっているため、当該地域において生息状況調査及び誘引捕獲を一体的に実施するものである。

### 2. 事業内容

本事業は、国有林における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書に定めるもののほか、以下により実施すること。

### 3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日（金）まで（各事業の実施期間は5に示すとおり）

### 4. 事業実施に係る打合せ

本事業の実施に際して以下のとおり打合せを行う。なお、実績報告書作成時については、各森林管理署に配置する監督職員とWeb等による打合せとする。

時期	場所	備考
事業計画書作成時	塩那署管内	監督職員による現地案内及び打合せ
着手前	棚倉署管内	
	茨城署管内	
実績報告書作成時	Web等打合せ	

### 5. 事業内容

#### I 生息状況調査

##### カメラトラップ調査

##### (1) 事業区域

茨城県常陸太田市里川町字猿喰国有林2010林班外（茨城森林管理署管内）

福島県東白川郡棚倉町大字戸中字那須道国有林4林班外（棚倉森林管理署管内）

栃木県大田原市須賀川字如来入外6国有林20林班外（塩那森林管理署管内）

（別紙2「生息状況調査及び誘引捕獲実施箇所位置図（以下、位置図という。）」のとおり）

##### (2) 設置期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日までのうち280日間以上（土日祝日含む）

##### (3) 設置場所

当該箇所は定点観測していることから原則として移動は認めないものとするが、やむを得ない事由により変更の必要が生じる場合は監督職員と協議のうえ決定すること。

##### (4) センサーカメラの設定

ア 撮影モード：静止画

- イ 静止画解像度：5MP
- ウ 連続撮影：3枚
- エ センサー感度：中（光や下草のちらつきの程度によって「低」に設定すること）
- オ インターバル：1分
- カ 動画の撮影は行わないものとする。  
なお、センサーカメラの機種によって上記の設定ができない場合は、最も近い設定とすることとし、その旨監督職員に報告すること。

(5) 見回り

センサーカメラの設置後にあっては概ね30日間隔で見回ることとし、その結果を別紙様式仕1「センサーカメラチェックシート」に記録すること。

(6) 撮影画像の解析

撮影画像について、撮影されたシカの頭数、性別、成熟度、撮影日、時間等を整理することとし、シカ以外の野生哺乳類についても可能な限り同定すること。また、シカまたはカモシカの撮影状況については、様式仕2「ニホンジカ等撮影状況一覧」に取りまとめ6(2)により、調査報告書とともに提出すること。

## II わなによる誘引捕獲

(1) 事業区域

① くくりわな事業区域

茨城県久慈郡大子町大字上野宮字八溝国有林 2090 林班外（茨城森林管理署管内）

福島県東白川郡棚倉町大字戸中字那須道国有林 19 林班外（棚倉森林管理署管内）

② 囲いわな事業区域

福島県東白川郡棚倉町大字戸中字那須道国有林 19 林班外（棚倉森林管理署管内）

(2) 捕獲対象及び目標頭数

① くくりわな

捕獲対象：ニホンジカ

目標頭数：6頭（棚倉署3頭 茨城署3頭）

(3) 実施期間及び1日当りのわな稼働時間

監督職員の指示日以降から令和6年11月8日までのうち45日間

(4) わな及び誘引資材の仕様

わな及び誘引資材は別紙1「調達及び貸与物品一覧表」に示すとおりとし、受託者が委託費内で調達すること。

(5) 実行体制

1日あたりの実行体制は1班2名体制（車両1台）とする。（捕獲、見回り及び給餌・検体・わなのメンテナンス・埋設含む）

(6) わなの設置数及び設置位置

① くくりわなの設置数：27基

② 設置位置

監督職員と協議のうえ、別紙「位置図」に示すt6～8の経路周辺に15基、i6～8の経路周辺に12基設置し、画角内に収まるようにわな1箇所に対して1台のセンサーカメラを設置すること。なお、カメラの設定については、I(4)に準ずる。

(7) くくりわなによる誘引捕獲の実施方法

① 事前調査

わな設置箇所を精査することを目的として、契約締結後速やかに(6)②のわな設置箇所に誘引資材、センサーカメラを設置し、当該箇所におけるシカの誘引状況について確認をする。なおこの時の誘引資材は、原則鉾塩においては1基につき1個とし、ヘイキューブにお

いては1基につき1kgとする。センサーカメラの設定等は5のI(4)、(5)及び(6)に準ずることとし、見回りの際は誘引資材の状況を確認し、その結果を、様式仕4「誘引作業日報」に記録しておくこと。

② 事前誘引

シカの警戒心を解くことを目的として、捕獲作業の約1ヶ月前から誘引資材を設置し、概ね7日間隔で誘引状況の確認と給餌のための見回りを実施し、その結果を様式仕4「誘引作業日報」に記録しておくこと。

なお、このときの誘引資材は鉾塩及びヘイキューブとし、設置数1基に対して1kgとする。

③ わなの稼働及び誘引状況の見回り

①、②による事前調査において、わな設置箇所においてニホンジカが確認された場合、監督職員と協議の上わなを稼働させることとする。なお、ニホンジカが確認されない場合は監督職員と協議の上、わなの設置箇所を調整すること。

わな稼働期間中は1日1度の見回りを必須とし、見回りの際にわなの稼働状況、誘引資材の状況を確認し、その結果を、様式仕4「誘引作業日報」に記録しておくこと。

④ 捕獲個体の止めさし及び処理

ア 捕獲状況の記録

シカが捕獲された場合はその結果を、様式仕5「捕獲作業日報」に記録しておくこと。

イ 止めさしの方法

原則としてナイフまたは電気止めさし機によるものとする。なお、安全上やむを得ず猟銃を使用する場合は監督職員と協議のうえ、その内容を様式仕5「捕獲作業日報」に記録しておくこと。

ウ 捕獲個体処理

集合理設の場合は監督職員が指示する場所に縦1m×横3m×高さ1mの埋設穴を掘削し、林内埋設の場合は個体を捕獲する都度、捕獲箇所の近隣山林内に埋設穴を掘り、個体を埋設処理すること。また、埋設に当たっては、他の野生鳥獣による掘り返し防止のため、捕獲個体1体につき2kgの消石灰を散布のうえ覆土すること。

(8) 囲いわなによる誘引捕獲の実施方法

① 事前準備

シカの警戒心を解くことを目的として、初回のセンサーカメラ見回り時から誘引資材を設置し、概ね30日間隔で誘引状況の確認と給餌のための見回りを実施し、その結果を、様式仕4「誘引作業日報」に記録しておくこと。

なお鉾塩は1個設置し、ヘイキューブに関しては囲いわなに設置してある給餌器(塩ビパイプ)に投入すること。

② わなの稼働及び誘引状況の見回り

わな稼働期間中は1日1度の見回りを必須とする。

なお、見回りの際にわなの稼働状況、誘引資材の状況を確認し、その結果を、様式仕4「誘引作業日報」に記録しておくこと。

③ GPS首輪の装着

ア 囲いわなの誘引で捕獲されたニホンジカ1頭にGPS首輪を装着し、個体データを記録のうえ放獣する。放獣後GPS装着個体が死亡した場合は監督職員と協議することとする。

イ 捕獲に関しては麻酔を用いることとし、ニホンジカのストレスやケガを負わせないように心がける。

④ニホンジカの行動把握等

ア GPS首輪を装着したニホンジカの生息状況及び移動状況を確認するため、イリジウム衛星通信オプションにより2月末日まで位置確認を行う。測位間隔は1日10回程度とし、これによらない場合は委託者と協議の上決定する。

イ ニホンジカ1頭に装着し放獣したGPS首輪からダウンロードしたGPS情報に基づくデータにより、以下の各項目を把握する。

・1日の行動状況

・季節ごとの生息場所及び移動経路

ウ 装着した GPS 首輪からダウンロードしたデータは、図面上にマップ化して表示及びシェイプファイルにて納入することとする。

エ ニホンジカの行動形態に影響を与えられられる地域の気象（特に積雪）データもあわせて取得しておくこと。

⑤ニホンジカの行動実態の分析

上記④の把握結果に基づき、ニホンジカの行動パターンや季節ごとの生息場所、特徴的な移動経路等、生息分布状況を分析し、当該地域におけるニホンジカの具体的な行動実態を明らかにする。

(9) GPS 首輪等

① ニホンジカに装着した GPS 首輪の通信にかかる契約期間はわな稼働開始月から令和 6 年 2 月末日までとし、その間に発生する通信料は受託者において支払うものとする。ただし、わな稼働期間に捕獲できなかった場合は通信を停止することとする。

②GPS 首輪は、事業終了または使用期間終了後、棚倉森林管理署に帰属するものとする。

③また、ニホンジカに装着した GPS 首輪は調査が終了後も、そのまま装着させておくこととする。(GPS 首輪を装着したニホンジカが死亡した場合等には、速やかに現地に出向き、GPS 首輪を回収することを基本とする。)

④受託者がニホンジカに装着する前に GPS 首輪を破損させた場合は、受託者が新たに用意する。

(10) 安全対策

① 林道入口における注意標識の設置等

捕獲作業に実施に当たっては、林道の入口等に注意看板等を設置し、有害鳥獣捕獲作業について一般者へ周知すること。また、銃器を使用する場合は、予め関係機関・団体等と調整のうえ、一般者の立ち入りを禁止する措置を講じること。

② 猟具への標識設置

捕獲に使用する猟具に標識（住所及び氏名又は名称その他環境省令で定める事項）を装着し、捕獲作業を行うこと。

## 6. 成果物の納入

受託者は現地調査終了後に生息状況調査及び誘引捕獲についての実施結果、記録写真、考察等について取りまとめた調査報告書等の成果物を納入すること。

(1) 納入期限及び場所

① 提出期限：令和 7 年 3 月 7 日（金）

② 提出場所：塩那森林管理署

(2) 納入物

① 報告書：4 部 カラー A 4 版左とじ、両面印刷とする、

② (2)①及び記録写真等の電子ファイルを保存した SD カード：3 署分

なお、当該 SD カードは本委託事業の経費において受託者が調達すること。

また、納入にあたっては、ウイルスチェックを行い、その内容（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載した用紙を添付すること。

(3) 電子ファイルの仕様

① Microsoft 社 Windows10 で表示可能なものとする。

② 使用するソフトウェアについては、以下のとおりとする。

ア 文書：文書作成ソフトウェア (Microsoft 社 Word)

イ 表計算：表計算ソフトウェア (Microsoft 社 Excel)

ウ 画像：JPEG 形式

③ (3)②に示すデータに加え、(2)①の報告書データを PDF 形式で保存すること。

④ 報告書納入後に受託者側の責により不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## 7. 委託事業における人件費の算定等の適正化について

受託者は、別添「委託事業における人件費の生産等の適正化について」に基づき、委託事業に係る人件費を算出するとともに、人件費明細書を作成し、直接作業時間を確認することができる書類を整備しなければならない。なお、人件費明細書及び直接作業時間を確認することができる書類については、検査の際に提示しなければならない。